

第七十六回帝國議會 昭和十二年法律第九十二號中改正法律案
院(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件) 委員會會議錄(速記)第十三回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
人造石油製造事業法中改正法律案
(政府提出)(第七號)
帝國燃料興業株式會社法中改正法律案(政府提出)(第七號)
帝國石油株式會社法案(政府提出)(第七號)

會議

昭和十六年二月二十二日(土曜日)午後一時
十五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 川島正次郎君

理事片岡 恒一君 理事深澤豐太郎君

理事佐藤謙之輔君 理事鶴 惣市君

安倍 寛君 高橋壽太郎君

板野 友造君 星 一君

川俣 清音君 加藤鏗五郎君

木村 淺七君 小柳 牧衛君

長野 高一君 松田竹千代君

長谷 長次君 松尾 三藏君

松永 義雄君 松村 光三君

渡邊玉三郎君

出席政府委員左ノ如シ

商工次官 小島 新一君

燃料局長官 東 榮二君

燃料局事務官 柳原 博光君

燃料局事務官 波江野 繁君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

議員 中山 福藏君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

人造石油製造事業法中改正法律案(政府提出)

帝國燃料興業株式會社法中改正法律案(政府提出)

帝國石油株式會社法案(政府提出)

○川島委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、人造石油事業法中改正法律案外二件ニ對シマシテハ、既ニ大體ノ質問ハ終了致シテ居ルノデアリマスルガ、此ノ際簡單ナル質問ニ限り、之ヲ許可スルコトニ致シマス、委員外中山福藏君カラ質疑ノ通告ガアリマスカラ、此ノ際之ヲ許シマス——中山君

○中山福藏君 私一點ダケ商工省ノ方ニ御伺ヒシテ置キタイノデアリマス、ソレハ石油トハ關係アリマセスガ、燃料ニ關係ノアルコトデアリマス、家庭燃料ノ問題デアリマス、農林省ニ於キマシテハ一昨年木炭増産ニ關シテ百八十万圓ト記憶シテ居リマス

ガ、經費ヲ御取リニナツタヤウニ覺エテ居リマス、ソコ段々木材ト云フモノガ伐採サレマシテ、國家トシテモ相當ノ保護ヲ植林其ノ他ノ附屬事業ニ關シテ與ヘナケレバナラスト云フ此ノ場合デアリマス、隨テ此ノ木材ノ伐採ト云フコトハ、餘程國家トシテハ慎重ニ考慮スベキ時期ニ到達シテ居ルト思ハレハレノデアリマス、而モ木炭ノ生産額ト云フモノハ、其ノ飽和點ガ約六億萬貫位ガ頂上デハナイカト、斯ウ思ハレテ居ルノデアリマス、此ノ際木炭ニ代ルベキモノハ何カト言ヒマス、煉炭、豆炭ト云フ問題ガソコニ考ヘラレハレノデアリマス、而シテ豆炭、煉炭ノ「カロリ」ヲ比較致シテ見マスルト、木炭ガ七千「カロリ」、豆炭ガ六千「カロリ」、煉炭ガ五千八百「カロリ」ト云フコトニナツテ居リマシテ、熱光率ノ比例カラ申シマシテモ、木炭ノ方ガ三〇%、豆炭ノ方ガ三八%、ソレカラ煉炭ノ方ガ三八%、斯ウ云フ風ニナツテ居リマシテ、而モ此ノ一酸化炭素ノ比率カラ考ヘマシテモ、所謂人體ニ害毒ニナリマスル率カラ申シマシテモ、瓦斯「ストープ」ガ千分ノ三十、煉炭「ストープ」ガ千分ノ十九、ソレカラ無煙炭「ストープ」ガ千分ノ四十九、木炭「ストープ」ガ千分ノ二十一ト云フヤウナコトニナツテ居リマシテ、保健衛生ノ關係カラ考ヘマシテモ、ドウシテモ是ハ助長政策ヲ執ツテ戴カナケレバナラスト思ハレハレノデアリマス、生活必需品資ニ、昨年デアリマシタカ此ノ煉炭、豆炭ト云フモノガ指定サレタト云フコトモ分ツテ居リマスシ、現在切符制度デ買フヤウニモナツテ居ルノデアリマス、然ルニ副原料デアアル所ノ、例ヘバ糖蜜ダトカ、石灰ダトカ、草灰、ソレカラ人件費、包裝費ト云フヤウナモノハ少シモ附加ヘテナクテ、極メテ本ト末トノ關係ト云フモノノ調節、所謂生産費全部ト販賣價格トノ間ニ、均衡ガ取レテ居ラヌヤウニ考ヘラレハレノデアリマスガ、此ノ際左ノ三點ニ付テ、商工省ノ意向ヲ承ツテ置キタイト思ヒマス、第一ニハ、煉炭原料炭中昨年度ニ於テ日炭カラ買ヒマシタモノニ、公定價格未定ノモノガアツタト云フコトハ御存ジデアル、之ニ對シテ本年度ニ於テハ公定價格ヲ制定セラレハレ御意思ガアリマスカドウカ、第二ニハ、無煙炭中ノ煉炭製造用原料炭ニ對シマシテ、特別ノ價格ヲ制定セラレハレ御意思ハナイデセウカ、第三ニハ、木炭ニ對シテハ只今申上ゲマシタ通りニ、農林省デハ増産保護ニ付テノ補助ヲシテ居ルノデアリマスガ、煉炭、豆炭ニ對シテモ、商工省トシテサウ云フ態度ヲ御執リ下サルコトハ出來ナイデセウカ、此ノ三ツダケヲ御伺ヒシテ置キマス

○東政府委員 第一ノ煉炭用ノ石炭ノ價格ガ公定セラレナカツタト云フコトニ付キマシテハ、ドウ云フコトヲ御指シニナツテ居ルノカ私能ク承知致シマセスガ、ソナ答ハナイト考ヘテ居リマス、石炭ニ付キマシテハ全部公定價格ヲ決メマシテ販賣シテ居ル次第デゴザイマシテ、若シサウ云フ手續ヲ執ラナカツタモノガアルトカ、何カノ事情ダサウ云フコトガナカツタ致シマスレバ、今後ハ全部價格ヲ公定シテ行ク積リデゴザイマス

第二ノ煉炭、豆炭用ノ石炭ニ付テ特別ノ價格ヲ決メル意思ハナイカ、斯ウ云フ御質問デアリマスガ、ハハ恐ラク特別ニ安イ價格ヲ供給スル積リハナイカ、斯ウ云フ御質問カト存ジマスガ、大體石炭ニ付キマシテハ「プール」平準價格制ニ依リマシテ、其ノ品位ニ從ツテ價格ヲ公定致シテ販賣シテ居ルノデアリマシテ、製鐵用炭及ビ瓦斯用炭、所謂原料炭ニ付キマシテ

リ「ト」云フコトニナツテ居リマシテ、熱光率ノ比例カラ申シマシテモ、木炭ノ方ガ三〇%、豆炭ノ方ガ三八%、ソレカラ煉炭ノ方ガ三八%、斯ウ云フ風ニナツテ居リマシテ、而モ此ノ一酸化炭素ノ比率カラ考ヘマシテモ、所謂人體ニ害毒ニナリマスル率カラ申シマシテモ、瓦斯「ストープ」ガ千分ノ三十、煉炭「ストープ」ガ千分ノ十九、ソレカラ無煙炭「ストープ」ガ千分ノ四十九、木炭「ストープ」ガ千分ノ二十一ト云フヤウナコトニナツテ居リマシテ、保健衛生ノ關係カラ考ヘマシテモ、ドウシテモ是ハ助長政策ヲ執ツテ戴カナケレバナラスト思ハレハレノデアリマス、生活必需品資ニ、昨年デアリマシタカ此ノ煉炭、豆炭ト云フモノガ指定サレタト云フコトモ分ツテ居リマスシ、現在切符制度デ買フヤウニモナツテ居ルノデアリマス、然ルニ副原料デアアル所ノ、例ヘバ糖蜜ダトカ、石灰ダトカ、草灰、ソレカラ人件費、包裝費ト云フヤウナモノハ少シモ附加ヘテナクテ、極メテ本ト末トノ關係ト云フモノノ調節、所謂生産費全部ト販賣價格トノ間ニ、均衡ガ取レテ居ラヌヤウニ考ヘラレハレノデアリマスガ、此ノ際左ノ三點ニ付テ、商工省ノ意向ヲ承ツテ置キタイト思ヒマス、第一ニハ、煉炭原料炭中昨年度ニ於テ日炭カラ買ヒマシタモノニ、公定價格未定ノモノガアツタト云フコトハ御存ジデアル、之ニ對シテ本年度ニ於テハ公定價格ヲ制定セラレハレ御意思ガアリマスカドウカ、第二ニハ、無煙炭中ノ煉炭製造用原料炭ニ對シマシテ、特別ノ價格ヲ制定セラレハレ御意思ハナイデセウカ、第三ニハ、木炭ニ對シテハ只今申上ゲマシタ通りニ、農林省デハ増産保護ニ付テノ補助ヲシテ居ルノデアリマスガ、煉炭、豆炭ニ對シテモ、商工省トシテサウ云フ態度ヲ御執リ下サルコトハ出來ナイデセウカ、此ノ三ツダケヲ御伺ヒシテ置キマス

○東政府委員 第一ノ煉炭用ノ石炭ノ價格ガ公定セラレナカツタト云フコトニ付キマシテハ、ドウ云フコトヲ御指シニナツテ居ルノカ私能ク承知致シマセスガ、ソナ答ハナイト考ヘテ居リマス、石炭ニ付キマシテハ全部公定價格ヲ決メマシテ販賣シテ居ル次第デゴザイマシテ、若シサウ云フ手續ヲ執ラナカツタモノガアルトカ、何カノ事情ダサウ云フコトガナカツタ致シマスレバ、今後ハ全部價格ヲ公定シテ行ク積リデゴザイマス

第二ノ煉炭、豆炭用ノ石炭ニ付テ特別ノ價格ヲ決メル意思ハナイカ、斯ウ云フ御質問デアリマスガ、ハハ恐ラク特別ニ安イ價格ヲ供給スル積リハナイカ、斯ウ云フ御質問カト存ジマスガ、大體石炭ニ付キマシテハ「プール」平準價格制ニ依リマシテ、其ノ品位ニ從ツテ價格ヲ公定致シテ販賣シテ居ルノデアリマシテ、製鐵用炭及ビ瓦斯用炭、所謂原料炭ニ付キマシテ

ハ、特別ナ扱ヒヲ致シテ居ル例ガゴザイマ
スケレドモ、其ノ他ノモノニ付キマシテハ、
サウ云フ特別ナ扱ヒヲ致シテ居リマセヌ、
今後モサウ云フ特別ノ扱ヒハ出來ル限リ之
ヲ避ケタイト考ヘテ居リマヌノデ、煉炭、
豆炭用ノ石炭ニ付キマシテモ、特別ナ價格
ヲ公定スル積リハ現在持ツテ居リマセヌ、
寧ロソレヨリモ供給ヲ豊富ニ致シマシテ、
豆炭及ビ煉炭ノ生産ノ増加ヲ圖ルコトガヨ
リ以上必要デアルト考ヘテ居リマヌ

第三點ノ煉炭及ビ豆炭ニ付キマシテ、補
助金ヲ交付スル意思ハナイカト云フ御質問
ニ對シマシテ、煉炭及ビ豆炭ニ付キマシテ
ハ、現在其ノ需要ガ非常ニ旺盛デアリマス、
其ノ最モ困難ト致シマス所ハ、從來原料炭
ガ不足ヲ致シテ居ツタト云フ點デゴザイマ
シタノデ、今後ハ出來ルダケ原料炭ノ配給
ニ圓滑ヲ期シマシテ、増配ヲ致シタイト考
ヘテ居リマス、現ニ十五年度ハ前年度ニ比
ベマシテ、五割ニ近イ煉炭及ビ豆炭用ノ石
炭ノ配給ヲ増加致シテ居ルデアリマス、
今後モ出來ルダケ配給ヲ増加致シマシテ、
其ノ方面カラ煉炭及ビ豆炭ノ配給ノ圓滑ヲ
圖リタイト考ヘテ居リマス、補助金ヲ交付
スル意思ハ目下ノ所ゴザイマセヌ

○中山福藏君 此ノ三月頃ニ公定價格ガ決
マルサウデアリマスガ、ソレニ付テ適正利
潤ヲ御認メ下サルコトハ決マツテ居リマセ
ウカ

○東政府委員 煉炭及ビ豆炭ノ價格ヲ決定
致シマス際ニハ、勿論生産費ヲ考慮致シマ
シテ、適正利潤ヲ考慮致シテ決定スル積リ
デゴザイマス

○佐藤謙三委員 極ク簡單ニ一項御伺ヒシ
テ置キタイト思ヒマス、帝國石油株式會社

法案ガ現在提案ニナツテ居リマスガ、是ガ
決議ヲ致サレマシタ曉ニハ、石油資源開發ノ
重要性ニ鑑ミテ速カニ設立セラレルコトガ
望マシイト思フデアリマス、政府ニ於キ
マシテハイツ頃此ノ會社ガ設立セラレル御
見込デアリマセウカ、若シソレ等ノ點ガ分
ツテ居リマスナラバ、御聽カセ願ヒタイト
思ヒマス

○東政府委員 只今佐藤サンノ御説ノ通り、
帝國石油株式會社ハ成ベク早く其ノ手續ヲ
終リマシテ設立ヲ致シタイト考ヘテ居リマ
スガ、只今ノ所七月一日ヲ期シテ設立ヲ致
シタイト云フ積リデ、諸般ノ準備ヲ進メタ
イト考ヘテ居リマス

○川島委員長 是ニテ質疑ハ終了致シマシ
タ——是ヨリ人造石油事業法中改正法律案、
帝國燃料興業株式會社法中改正法律案、帝
國石油株式會社法案、右三案ヲ一括シテ討
論ニ入リマス——佐藤謙之輔君

○佐藤謙三委員 只今上程セラレテ居リマ
スル三案ニ付キマシテ、其ノ中帝國燃料興
業株式會社法中改正法律案ニ付キマシテハ、
第十條ノ末項ニ

石油事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者
ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間帝國燃料興
業株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ
主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタル
トキハ此ノ限ニ在ラズ

ト云フ一項ヲ加ヘ、又帝國石油株式會社法
第二章第九條ノ末項ニモ同様ナル
石油事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者
ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間帝國石油株
式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ 但シ主
務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルト
キハ此ノ限ニ在ラズ

ト云フ一項ヲ加ヘマシテ修正ヲ致シタイ
ト考ヘルノデアリマス、其ノ他ハ全部原案
ニ賛成ヲスル者デアリマスルガ、併シ是等
ノ法案ノ重要性ニ鑑ミテ、三案ヲ通ジテ左
ノ三項ノ附帶決議ヲ付シタイト思フ者デア
リマス、其ノ附帶決議ノ項目ヲ讀ムデマス
一、内地石油資源ノ開發ニ就テハ更ニ積
極的ノ方途ヲ講ズベシ

二、石炭需給ノ實情ニ徴シ政府ハ石炭増
產對策ニ付更ニ積極的の方策ヲ講ジ生産
費及販賣機構等ニ付キ再檢討ヲ爲シ資
材勞力ニ付テハ眞ニ優先的配給ノ實現
ヲ期スベシ

三、速ニ日本石炭株式會社ヲシテ其ノ運
營ヲ刷新セシムルト共ニ生産所要資金
ノ圓滑ヲ期スベシ

此ノ三項ノ附帶決議ヲ付シテ賛成ヲ致シ
タイト思フ者デアリマス、今極メテ簡單ニ
其ノ趣旨ヲ説明申上ゲタイト思ヒマス
御承知ノヤウニ我が國ニ於キマシテハ、
在來天然石油ニ關シマシテハ資源ノ厚カラ
ザル憾ミガアリマシタノデ、萬民齊シク其
ノ憂ヒヲ共ニシテ居ル所デゴザイマスガ、
是ハ石油ノ資源ガ乏シイ爲デアルカ、又ハ
其ノ開發ガ進マナカツタ爲デアルカ、何レ
デアルカ、的確ニ之ヲ知ルコトハ出來マセ
ヌケレドモガ、政府ハ國內資源ニ付キマシ
テハ、多クヲ望ムコトヲ得ナイト云フ考ヘ
ヲ持ツテ居ラルルカノヤウニ思ハル點ガ
アルノデアリマス、併シ民間識者ノ間デハ

我國ノ石油資源ハ決シテ乏シイノデハナイ、
其ノ開發ガ非常ニ困難デアリニモ拘ラズ、
概ネ民間ノ事業ニノミ任セラレテアツタト
云フヤウナ結果カラ致シマシテ、其ノ開發
ガ遲々トシテ進マナカツタ爲デアルト云フ

コトヲ申シマシテ、數年來一大國策ヲ立テ
マシテ、國家内ノ資源ノ徹底的開發ヲ企圖
シナケレバナラナイト云フ議論ガ囂シク唱
導セラレ來ツタコトハ御承知ノ通りデアリ
マス、政府ニ於テモ是等ノ民間ノ聲ニ促サ
レマシテカ、年々相當ノ助成其ノ他ノ方
法ヲ以テマシテ、是ガ、開發ニ力ヲ注ギ來
ラレタト云フコトハ認メナイ譯デハナイノ
デアリマスケレドモ、尙ホ決シテ十分ト言
フコトハ出來得ナイト思フデアリマス、
是ハ或ハ資源ノ存否ニ關スル認識ノ相違デ
アルカモ知レマセヌケレドモ、民間當業者
ノ經驗ヨリ割出シマシタ所ノ意見モ必ズシ
モ拾ツベキモノデアイト云フコトハ、世間

幾多ノ事例ガアルト思フデアリマス、政
府ハ凡ユル角度ヨリ見マシテ、之ヲ研究シ
出來得ル限リノ力ヲ以テ先ツ國內資源ノ開
發ニ努力セラレナケレバナラナイト考ヘル
ノデアリマス、帝國石油資源開發會社ト云
フモノガ先年作ラレマシテ、是等ノ事業ヲ
營シテ居ルノデハアリマスルケレドモ、現
在ノ國內ノ情勢ヨリ見マシテ、尙ホ十分ト
申上ゲルコトハ到底出來ヌト思フデアリ
マスルガ、今回提案ニナリマシタ帝國石油
會社法ノ如キハ、此ノ意味ヨリ致シマシテ洵ニ
機宜ニ適シタルモノト認メ得ラレマスルガ故
ニ十分會社ノ力ヲ發揮致サシメマシテ、其ノ
目的ノ達成ニ邁進セシメラレシコトヲ強ク
要望致ス譯デアリマス、是ガ即チ附帶決議
ノ第一項ニ記載ヲシテ居ル所以デアリマス

次ニ、各種ノ産業ノ重要ナル原動力ノ
一ツデアリマスル所ノ石油ハ、本邦ニ於
テハ現在マデハ其ノ產出致シマスル數量
ガ、不幸ニモ頗ル僅少デアリマシテ、其ノ
大部分ハ海外、特ニ「アメリカ」ニ依存ヲシテ

居ツタノデアリマスガ、斯クノ如キ外國依
存狀態ヲ繼續シテ行クト云フコトハ、國際
情勢ノ變轉ニ伴ヒマシテ頗ル危險ヲ伴フモ
ノデアルコトハ申上ゲルマデモアリマセス、
現ニ我が國ニ於キマシテモ、此ノ痛苦ヲ滿
喫シテ居リマスル狀態デアルコトハ皆サン
ノ御承知ノ通りデアリマス、凡ユル方法ヲ
以テマシテ、如何ナル犧牲ヲ忍ビマシテモ、
少クとも最小限度ノ必要數量ヲ確保シ
テ置クト云フコトハ、是ハ絶對的ニ必要デ
アツテ、ナサナケレバナラヌコトデアルト思
フノデアリマス、曩ニ昭和十二年ニ於キマ
シテ、政府ガ人造石油事業法並ニ帝國燃料
株式會社法ヲ制定セラレマシタノモ、全ク
此ノ趣旨ニ外ナラナイト信ズルノデアリマ
ス、而シテ當時ノ事情カラ致シマスルト、
帝燃ハ其ノ運用シ得ル資金ノ最高限度ガ、
自己資金及ビ社債ノ全能力ヲ擧ゲマシテ、
約四億圓トナツテ居ルノデアリマスルガ、當
時ハ或ハ之ヲ以テ我慢ヲシ得ル金額ト見タ
譯デアリマセウガ、急激ナル國際情勢ノ變
化ニ伴ヒマシテ、此ノ機能ヲ十分活潑ニ運
行セシメマシテ、所謂最小限度ノ必要數量
ヲ確保致シマスルニハ、其ノ資金ヲ増加シ
ナケレバナラヌ必要ニ迫ラレテ居ルト云フ
コトハ、亦認メナケレバナラナイコトデア
ルト考ヘラレルノデアリマス

次ニ人造石油會社ニ對シマシテハ、軍民
ノ需要ヲ一致セシメマスルガ爲ニ、生産ニ
關シテ必要ノ品物ヲ造ラセルヤウナ命令ヲ
發スルコトニ致シタト云フヤウナ改正ノ點
モアリマスルガ、ソレ等ト共ニ其ノ製品モ
是カラ益、大量ヲ要シ、並ニ種々ノ種類ニ
分レテ來ルノデアリマスカラ、之ヲ各、多種
多樣ナルモノニ付キマシテ、簡別的ニ補助

政策ヲ執ツテ行クト云フコトハ、頗ル煩瑣
ナモノデアリマスカラ、之ヲ改メマシテ、
政府ノ定メマシタル所ノ適正價格ヲ以テマ
シテ、石炭ヲ共販會社ヲシテ買取ラシメマ
シテ、ソレニ補助金ヲ與ヘテ、天然石油
並ニ内地ノ生産石油ヲ「プール」計算ヲ
以テ販賣セシメマシテ、油價ノ騰貴ヲ防
止スルト云フ方策ヲ執ラレテ居ルト、
即チ人造石油事業法ノ改正ヲセラレテ居
リマスルコトハ、是ハ石油共販株式會社設
立ノ使命ニ照シマシテモ、當然ノ處置デア
ルト考ヘラレルノデアリマシテ、頗ル機宜
ヲ得タモノデアルト思ハレマス、唯人造石
油事業ハ、我國ニ於キマシテ實施セラレマ
シテカラ、日尙ホ頗ル淺ク、經驗ノ十分デ
アルトハ言ヒ得ナイノデアリマシテ、總テ
ノ方面ニ於キマシテ、尙ホ不十分ノ點アル
コトヲ免レスト思ヒマス、特ニ其ノ技術ノ
點等ニ於キマシテハ、世間種々ノ風評ヲモ
耳ニ致スノデアリマスカラ、政府ハ其ノ使
命ノ重大性ニ鑑ミマシテ、一層慎重ニ是等
ノ點ニ十分留意セラレマシテ、技術ノ發
達、向上、其ノ促進等ニ付キマシテハ、遺
憾ナキヲ期セラレルコトヲ希望致ス次第デ
アリマス

次ニ現下我が國ニ於キマスル緊急缺クベ
カラザル總テノ生産擴充ノ基本要素ヲ成
シマスモノハ、石炭デアアルコトハ言フマデ
モアリマセス、石炭ノ需要ハ年々増加
致シテ居リマスガ、特ニ事變後飛躍的ノ増
大ヲ致シマシタコトハ、皆サン御承知ノ通り
デアリマス、今後ノ人造石油事業ノ進展ニ
伴ヒマシテ、又其ノ需要ガ更ニ増加ス
ベキコトハ自明ノ理デアルト考ヘラレマス、
此ノ所要ノ石炭ヲ得ルト否トハ生産擴充ノ

成否ノ分レル所デアリマシテ、國防上ニモ
至大ノ關係ヲ持ツコトデアルト申シテモ過
言デナイト信ズルノデアリマス、故ニ本委
員會ニ於キマシテハ、連日ニ互リマシテ非
常ニ熱心ニ、委員各位ハ凡ユル角度ヨリ石
炭増産ノ問題ニ關シテ政府ノ所信ヲ質シ、
其ノ所要數量ノ確保ニ關シテ質疑應答ヲ重
ネラレタノデアリマス、即チ努力ノ問題ニ
對シテモ、委員諸君ノ見ラレル所デハ、尙
ホ十分ノ生産ヲ確保スルニハ約六万ニ近イ
努力ヲ要スルノデハナカラウカト云フガ如
キコト、又資材ニ付キマシテモ、優先的ニ配
給セラレテ居ルトハ申シテモ、種々ノ關係ヨ
リ致シマシテ、是ガ往々ニシテ今マデハ思フ通
リニ遂行セラレナイデ、妨ガガ生ジテ居ツタ
ト云フヤウナ、其ノ實例等ヨリ見マシテ、是
等ノ點ニ付キマシテ十分政府ニ於テハ意ヲ用
ヒラレンコトヲ要望セラレマシタト共ニ、
政府ハ現在ノ補助政策ヲ以テシテノミ其ノ
目的ヲ達シ得ルデアラウカドウカト云フ點
ニ付キマシテモ、議員ノ方デハ熱心ニ審議
ヲセラレタノデアリマス、此ノ石炭増産ノ
問題ノミデハアリマセスガ、補助政策ニ依
ツテ低物價政策ヲ維持シヨウト云フ考ヘ方
ハ、何時マデモ是ガヤツテ行ケルモノデア
ルガラウカ、ドウダラウカト云フコトニ付
キマシテモ、多大ノ疑問ヲ持ツテ居ラレル
意見ガ出テ居ル譯デアリマス、現在補助政
策ニ要シマスル金ハ約十億ニ近イ金ガ出テ
居ル、今後物價ノ變動等ニ伴ヒマシテ、總
テ此ノ補助政策ヲ賄ツテ行クト云フコトデ
アルト致シマスレバ、非常ニ深キ考慮ト再
檢討ヲシナケレバナラナイ時機ニ直面シテ
居ルノデハナカラウカト云フヤウナ、傾聽
スベキ議論モ起ツタノデアリマスカ、石炭

ノ價格問題モ正ニ其ノ一ツデアルト思フノ
デアリマス、之ニ對シマシテ政府ハ續、説明
ヲセラレマシタ、併シ此ノ政府ノ種々ノ御
説明ニモ拘ラズ、委員諸君ノ大部分ノ方々
ノ御意見ハ、尙ホ日本ノ現在ノ狀況ノ様々
ノ方面ヨリ之ヲ見マシテ、政府ノ政策ヲ全
面的ニ肯定ヲシ、満足ヲスルト云フ點ニ立
至ラナカツタヤウデアルト考ヘラレマス
コトハ、洵ニ遺憾デアリマスケレドモ、左様
ナ狀態デアツタト私共モ考ヘルノデアリマ
ス、此ノ意向ガ質問ノ隨所ニ現ハレマシス、
頗ル示唆ニ富シタ質問ノ多クヲ速記録ニ殘
シテ居リマスコトハ、御覽下サイマスレバ
御分リニナルコトト存ジマス、政府ハ宜シ
ク是等ノ質疑ヲ熟讀含味セラレマシテ、石
炭増産ノ見地カラ致シマシテ、其ノ根本的
再檢討ヲナサルベキデアルト信ズル次第デ
アリマス、徒ラニ過去ノ因襲ニ囚ハルルコ
トナク、宜シク大所高所カラ達觀ヲ致シマ
シテ、此ノ重大問題ノ解決ニ誤リナキヲ期
セラレンコトヲ要望スル次第デアリマス
右ノ理由ニ依リマシテ、附帶決議三項ヲ
附シマシテ、政府ニ要望致シ、其ノ他ハ原
案ニ賛成スル次第デアリマス

○川島委員長 討論ノ通告ガアリマス

川俣清音君

○川俣委員 我ハ大體修正案ニ賛成デアリ
マスガ、尙ホ希望ノ意見ヲ附シテ置キタイ
ト思フノデアリマス、一ツハ石油ト言ハズ
石炭ト言ハズ、他ノ重要礦物等ハ、其ノ開
發事業ト云フモノハ容易ナモノデハナイノ
デアリマシテ、其ノ指導監督ノ任ニ當ツテ
居リマスル地方ノ鑛山監督局ノ機構ト云フ
モノヲモツト擴充スルコトナクシテ、其ノ
開發ト云フモノハ容易ニ行ハレ得ナイト思

フノデアリマス、特ニ石油ニ關スル限リニ於キマシテハ、民間ニ指導能力ノアル者ガ存スルノデアリマスガ、現在ノ官廳ニ其ノ乏シキヲ私共ハ憂ヘテ居ルノデアリマシテ、斯カル意見カラ此ノ事業會社ノ設立後ニ於キマシテモ、保護助成、指導監督ヲシナケレバナラス、政府ト致シマシテハ一段ノ努力ヲ要スルモノアリト思フノデアリマス、此ノ點ニ付テ深く考慮サレンコトヲ茲ニ希望スノデアリマス

二ハ石炭ノ價格ガ非常ニ問題ニナツテ居ルノデアリマスルケレドモ、日本ノ産業界ニ於ケル所ノ地位カラ見マシテ、石炭ノ價格ニ付テノ再檢討ハ當然ナコトダト考ヘルノデアリマス、併シナガラ石炭ノ價格ヲ再檢討スル場合ニ於キマシテハ、産業界ノ現狀カラ見マシテ、同ジ資本系統デアリマスル鑛業會社ノ全體ノ立場カラ、能ク御判斷願ハナケレバナラスト思フノデアリマス、石炭ノ生産額ノ中ノ約七割ハ他ノ重要鑛物ノ開發ニ當ツテ居ル資本系統デアリマスノデ、石炭價格ト他ノ重要鑛物ノ價格トハ、相當

睨合ハセテ再檢討サレナケレバナラスモノダト思フノデアリマス、其ノ差異ハアルダラウケレドモ、價格ノ檢討ノ場合ニ於テハ、他ノ重要鑛物ニ對スル價格ヲモ檢討シナケレバナラスト思フノデアリマシテ、此ノ點ニ付テ政府ニ留意スル必要ガアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス

第三ハ政府ノ作ル國策會社ハ、度々議論ニナリマシタ通り、設立後ニ於ケル運營ガ宜シキヲ得ザル爲ニ、非難ノ的トナツテ居ルノデアリマス、是ハ國策會社其ノモノノ缺陷デハナクシテ、人ノ缺陷デアルト云フコトハ次官ノ言明通りデアリマスルカラ、

全部ノ國策會社ノ重役ヲシテ一新セシメ、之ヲ革新セシメテ行カナケレバナラスト思フノデアリマス、特ニ新シク出來ル會社ニ付テハ、此ノ點修正ノ意圖ノアル所ヲ十分含マレテ會社ノ設立ニ當ラナケレバナラスト思フノデアリマス第四ハ、石炭ノ増産ニ關シマシテモ、天然石油ノ資源開發ニ於キマシテモ、勞働力ヲ豐富ニシテ集中スルト云フコトガ増産ノ目的ヲ達スル唯一ノ近道デアルト考ヘルノデアリマスガ、此ノ勞務ニ對スル所ノ指導監督並ニ管理ガ宜シキヲ得ナケレバ、所定ノ目的ハ達成出來ナイノデアリマシテ、勞働力ヲ石炭並ニ石油ニ集中スルト云フコトガ、結局成績ヲ舉ゲル所以デアルト考ヘマシタノデ、勞働力ヲ此ノ重要ナル點ニ集中出來ルヤウナ手配ト考慮トガ必要デアルト云フコトヲ再吟味サレンコトヲ希望致シマシテ、私ノ討論ヲ終リタイト思ヒマス

○川島委員長 深澤豐太郎君

○深澤(豐)委員 深澤豐太郎君 報告サレマシタ修正及ビ附帶條件ニ贊成ヲ致ス者デアリマス、贊成ヲスルト共ニ一言政府ノ根本的考慮ヲ煩ハシタイコトハ、鑛産業全對ニ對シマシテ、鑛產物ノ生産ニ付テ政府ノ考ヘ方ガ今少シ積極的デナケレバナラナイト云フコトデアリマス、其ノ積極的デナケレバナラナイト云フ理由ハ申上グル必要ハアリマセヌケレドモ、「ドイツ」ノコトガ屢、近頃論ゼラレマスガ、「ドイツ」ノ生産機構ノ中デ最モ留意スベキ點ハ、「ドイツ」ガ如何ニ鑛産方面ニ留意シテ居ルカト云フコトデアアル、同時ニ此ノ鑛産業ニ對シテ如何ニ多クノ利潤ヲ與ヘテ居ルカト云フコトデアリマス、ソレハ鑛產物ヲ取扱フ

事業ハ非常ナ危險ヲ伴フモノデアリマス、ソレト共ニ常ニ前途ヲ考ヘテヤツテ行カナケレバナラナイ、イツ脈ガ切レルカ分ラナイ、イツ鑛物ノ質ガ變化シテ來ルカ分ラナイ、故ニ絶エズ探鑛ヲシテ行カナケレバナラナイ、絶エズ新シイ鑛區ヲ見付ケテ行カナケレバナラナイ、ソコニ鑛産業ニ對シテ多クノ利潤ヲ認メタル理由ガアルト思フ、故ニ日本ニ於テモ鑛産業ニ付テハ相當ノ利潤ヲ認メナケレバナラナイノデ、サウシテ其ノ認メタル利潤ハ、生産擴充ノ爲ニ、探鑛ニ全力ヲ盡サシメ、新シキ鑛區ノ發見ト經營トニ力ヲ致サシメルト云フコトデナケレバ、現狀ヲ糊塗シテ行クコトハ出來ルカモ知レマセヌケレドモ、鑛産業者ヲシテ常ニ潑刺タル意氣ヲ以テ、日進月歩ノ生産擴充ニ順應シテ行クダケノ行動ヲ執ラシムルコトガ出來ナイト思フ、若シ精細ニ言フナラバ、「ドイツ」ノ如キハ五〇%乃至八〇%ノ利潤ヲ認メテ居ル、驚クベキ鑛産業ニ對スル利潤ノ認メ方デアリマス、但シ其ノ與ヘタル利潤ノ國家目的ノ爲ニ使用セシムル點ニ於テモ、隨分徹底シタル措置ガ執ラレテ居ル、日本ノヤウニ利潤ヲ少クシテ、潑刺タル清新ノ意氣ヲ失ハシメ、將來ノ鑛産業ニ影響ヲ及ボスト云フコトガアツテハナラナイト思ヒマス、私ハ此ノ場合ニ鑛産業全體ニ付テ、殊ニ石油トカ石炭トカ云フ危險ヲ伴フ事業ニ付キマシテハ、政府ハ斯様ナ點ヲ大局カラ考ヘテ、ドウ云フ事ヲシタナラバ日本ノ鑛産業全體ガ盛シナルカト云フ點ニ付テ、一段ト考慮ヲ拂ハルベキデハナイカト考ヘマス、是ダケノ意見ヲ申上ゲテ、只今ノ佐藤君ノ發議ニ贊成ヲ致シマス

○川島委員長 政府ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス——東政府委員

○東政府委員 只今委員各位カラ御述ベニナリマシタ石油、石炭其ノ他重要鑛物資源ノ開發ニ關スル御意見、及ビ附帶決議ノ御趣旨ハ篤ト承ツタノデゴザイマス、當局ト致シマシテハ出來得ル限り其ノ御趣旨ニ從ヒマシテ、最善ノ努力ヲ致シマシテ、生産擴充ニ遺憾ナキヲ期シタイト存ジマス

○川島委員長 是ニテ討論ハ終結致シマシタ、是ヨリ採決ヲ致シマス

佐藤謙之輔君ヨリ提出サレマシタ動議ハ帝國石油株式會社法案中第二章第九條ノ末項ニ左ノ一項ヲ加フ「石油事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間帝國石油株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルキハ此ノ限リニ在ラズ」帝國燃料興業株式會社法案中改正法律案ニ對シマシテ、第十條末項ニ左ノ一項ヲ加フ「石油事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間帝國燃料興業株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルキハ此ノ限リニ在ラズ」ト云フ二箇條デアリマス、而シテ尙ホ本案ニ對シマシテハ附帶決議ヲ付ケタイトノ動議デアリマス、此ノ内容ハ先程佐藤君御朗讀ノ通りデアリマスカラシテ省路致シマス、佐藤君ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ御起立ヲ望ミマス

(總員起立)

○川島委員長 起立總員、人造石油製造事業法中改正法律案、帝國燃料興業株式會社法案中改正法律案、帝國石油株式會社法案右三案ハ可決致シマシタ

此ノ委員會ニ付託サレマシタ議案ハ是ニテ全部終了致シマシタ、政府ヨリ發言ヲ求メテ居リマス——小島政府委員

○小島政府委員 石油ニ關スル三案ノ御採決ニ依リマシテ、茲ニ當委員會ノ終結ト相成リマスル此ノ際、一言私ヨリ御挨拶ヲ申上ゲタイト存ジマス、商工省ト致シマシテ、時局下ノ産業經濟運營ヲ確保致シマスルニ緊要ナル諸法案ヲ提出致シマシテ、當委員會ノ御審議ヲ煩ハスニ至リマシタ所、是等ノ諸法案ハ何レモ其ノ内容ニ鑑ミマシテ重要法案デゴザイマシテ、之ニ關聯シテ自然我が國ノ戰時經濟政策ノ全般ニ互リマシテ、御論議ヲ煩ハス必要ガ生ジテ參ツタノデアリマスルガ、商工大臣自ラ出席シマシテ親シク御質疑ニ答ヘ、又所見ヲ申述ベマシテ御審議ニ資スベキ筈ノ所、何分ニモ先日以來病氣引籠リ中デアリマシテ、本委員會中遂ニ缺席致シマシタコトハ、商工大臣ト致シマシテ洵ニ遺憾ニ存ジテ居ル次第デゴザイマス、當委員會ニ於テ連日御審議ニ相成リマシタ重要事項ニ付キマシテハ、商工大臣ニ於テ篤ト考慮セラレコトト存ズル次第デアリマス、尙ホ當委員會ヲ通ジマシテ、私共政府委員ノ不十分ナル答辯ニモ拘ラズ、熱心眞摯ナル御論議ヲ經マシテ、茲ニ審議ヲ結了セラレマシタコトハ深く感謝致ス次第デゴザイマス

○川島委員長 連日ニ互リ委員諸君ノ御熱意ニ對シ深く感謝ヲ致シマス、是ニテ散會ヲ致シマス(拍手)

午後一時五十二分散會

昭和十六年二月二十三日印刷

昭和十六年二月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局